

玖珠町における人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営における公平性、透明性を高める目的から町職員の勤務条件等について町民の皆さまに知っていただくため、公表します

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 退職及び採用の状況

平成30年度退職者 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)				平成31年度採用者 (平成31年4月1日付)	差 (採用者数－退職者数)
定年退職	応募認定	その他	計 (A)	(B)	(B-A)
6人	1人	2人	9人	9人	0人

2. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

(平成30年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8時30分から 17時00分まで	12時15分から 13時00分まで	土曜日及び日曜日

(注) 1 本庁以外の勤務場所では、これと異なる勤務形態である場合があります。

2 本庁内の窓口事務の一部において、特定の曜日にこれと異なる勤務形態である場合があります。

(2) 年次有給休暇の状況

① 制度の概要

(平成30年4月1日現在)

制度の概要
1年につき20日(20日を超えない範囲で残日数を翌年に繰り越すことが可能)

② 取得状況

(平成30年1月～12月)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
5201	1175.5	133	8.8	22.60%

・当該期間の全期間に在職した一般行政職の者を対象としています。

・数値については、平成30年度勤務条件調査表より抜粋しています。

(3) 育児休業の取得状況

(平成30年度)

区分	男性	女性
新規に取得した者	0人	1人
前年度から引き続き取得している者	0人	2人

3. 職員の分限及び懲戒処分等の状況

(1) 分限処分の状況

(平成30年度)

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障のため、職務の遂行に支障がある場合	0人	0人	0人	0人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件で起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況

(平成30年度)

区分	戒告	減給	停職	免職	計
法令等の定め違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人

4. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

職員の研修については、玖珠町の庁内研修に加え、大分県自治人材育成センター等の研修に参加することとしています。

(平成30年度実績)

研修区分	研修名	研修期間	参加人数	
玖 珠 町 研 修	基本研修	経理事務担当者研修	H30.4.27	76人
		契約担当者研修	H30.4.27	76人
		人事評価制度研修	H30.5.18	95人
		財政状況研修	H30.10.10~11	112人
		中期財政収支・公共施設計画説明会	H30.12.14	78人
	情報保護	eラーニング(個人情報セキュリティ マイナンバー関連)	H30.12~H31.1	50人
	一般研修	人権啓発リーダー研修①	H30.6.7	6人
		人権啓発リーダー研修②	H30.6.18	6人
		人権啓発リーダー研修③	H30.7.18	5人
		人権啓発リーダー研修④	H30.8.31	2人
		人権を守る町民のつどい	H30.8.8	104人
		第41回全国人権保育研究集会	H30.9.23~24	1人
		人権を考える町民のつどい	H30.12.4	115人
		部落解放研究第52回全国集会	H30.11.27~29	3人
		第43回部落解放・人権西日本夏期講座	H30.6.28~29	2人
		人権社会確立第38回全九州研究集会	H30.5.15~16	4人
		第33回人権啓発研究集会	H31.2.6~7	2人
		男女共同参画フォーラム	H31.3.2	72人
		人権同和(新任職員)研修	年5回	8人
		新採用職員独自研修	年3回	3人
		職場人権研修	各職場	
		人権同和職員研修(第1回)	H30.8.24	122人
		人権同和職員研修(第2回)	H30.10.23	49人
		人権同和職員研修(第3回)	H30.12.25	14人
		人権同和職員研修(第4回)	H31.3.26	9人
		日本女性会議2018in金沢	H30.10.11~13	1人
	専門研修	町村防災対策研究会	H30.5.17	5人
		景観行政勉強会	H30.6.28	18人
		ミニ徴収フォーラム	H30.9.28	3人
		暴力追放不当要求防止責任者講習会	H30.11.13	23人
	職場環境	ワークライフバランス研修	H30.7.20	61人
		職場メンタルヘルス	H30.8.9	72人
		ハラスメント研修	H30.10.26	102人
職場安全管理研修(刈り払い機等)		H30.11.19	5人	

研修区分	研修名	研修期間	参加人数		
大分県自治人材育成センター	基本研修	研修担当者研修	H30.5.15~16	1人	
		新任課長級研修	H30.5.24~25	1人	
		新任課長補佐級研修①	H30.5.28~29	2人	
		新任課長補佐級研修②	H30.7.17~18	1人	
		新任係長級研修	H30.7.12~13	3人	
		中堅職員研修Ⅰ	H30.6.7~8	1人	
		中堅職員研修Ⅱ	H30.11.13~14	3人	
		中堅職員研修Ⅲ	H30.11.15~16	1人	
		新採用職員研修(前期)	H30.4.18~20	3人	
		新採用職員研修(後期)	H30.10.3~5	3人	
		臨時職員研修	H30.4.17	2人	
		職務研修	コーチング研修Ⅰ	H30.10.29~30	1人
			OJTトレーナー研修	H31.1.11	2人
	自治体基本法務研修		H31.2.6~8	1人	
	法人住民税事務研修		H30.9.19	1人	
	固定資産税事務研修(木造家屋評価)		H30.9.6	1人	
	おおいた徴収カレッジ(初任者講座)		H30.6.6~8	1人	
			H30.6.28~29		
	おおいた徴収カレッジ(リーダー養成講座)		H30.6.21~22	1人	
			H30.11.20~21		
	おおいた徴収カレッジ(マネジメント講座)		H30.8.2~3	1人	
	簿記・会計研修Ⅰ(入門)		H30.9.27	2人	
	簿記・会計研修Ⅱ		H30.9.28	1人	
	公共施設マネジメント研修		H30.8.29~31	3人	
	図解表現力向上研修		H30.8.30~31	1人	
	説明力強化研修		H30.12.13	7人	
	ファシリテーション研修		H30.8.20~21	1人	
	わかりやすい資料づくり研修		H30.12.4	1人	
	職務研修 (政策研修等)	地域づくり交流塾	H30.11.19	1人	
		創造力・企画力向上講座	H31.1.9~10	1人	
		政策形成能力向上研修	H30.9.4~5	1人	
		政策形成能力向上研修Ⅱ	H30.9.6~7	1人	
		コミュニケーション能力向上研修	H30.12.11	1人	
		プレゼンテーション能力向上研修	H30.10.23~24	1人	
		現場対応型研修①	H30.7.24	2人	
		現場対応型研修②	H30.9.3	1人	
「創生人材」交流学习会		H31.2.1	2人		
問題発見・解決能力向上研修		H30.7.17~18	1人		
講師養成研修	接遇研修	H31.1.22~23	1人		
研修区分	研修名	研修期間	参加人数		
日本経営協会等	行政研修	外国人に対する課税とその他	H30.11.12~13	1人	
		不動産登記実務講座	H31.1.23	1人	
		実例演習による住民税課税の実務	H30.10.25~26	2人	
		行政評価の導入 活用と行政経営	H30.7.25	2人	
		地方税情報管理とプライバシー	H30.7.27~28	1人	
		自治体財政運営の理論と実態～自治体財政診断のノウハウ(全国市町村国際文化研修所)	H30.7.30~8.1	1人	
		全国地域づくり人材塾(市町村職員中央研修所)	H30.9.19~21	1人	
		税務徴収コース(自治大大学校)	H30.9.17~10.13	1人	
		持続可能な地域づくり～SDGSによる政策展開(全国市町村国際文化研修所)	H30.10.24~26	1人	
			参加人数		1374人

(2) 評定の状況

(平成30年度実績)

評定の対象	188名
評定者	町長・副町長・総務課長
評定回数及び時期	年1回 12月
評定対象期間	平成30年1月1日～平成30年12月31日
評定結果の活用方法	昇給・昇任・昇格

5. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 各種福利厚生制度について

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は大分県市町村職員共済組合です。共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

また、地方公共団体は、地方公務員法第42条に基づき、職員の福利厚生計画を樹立し、実施することが義務付けられています。そのため本町では玖珠町職員互助会を設立し、福利厚生等の向上のための事業を実施しています。

玖珠町職員互助会に対する公費負担状況

年度	会員数	決算額(千円)	町補助金額(千円)
平成30年度	193	2,592	1,390

(2) 公務災害補償制度について

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害及び死亡)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填(補償)と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業(福祉事業)を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。玖珠町は、地方公務員災害補償基金大分県支部に加入しています。

6. その他の事項

(1) 大分県人事委員会に係る業務に関すること

玖珠町は、地方公務員法の規定に基づき、公平委員会の事務を大分県人事委員会に委託しています。

① 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成29年度末	平成30年度	平成30年度処理件数			平成30年度末
係属件数	措置要求件数	取下げ	却下	判定	係属件数
0	0	0	0	0	0

(注) 件数は、措置の要求をした職員1人をもって1件として数えています。

② 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成30年度の不服申立ての状況については、県人事委員会より次のとおり報告がありました。

平成29年度末	平成30年度末	平成30年度処理件数			平成30年度末
係属件数	措置要求件数	取下げ	却下	判定	係属件数
0	0	0	0	0	0

(注) 件数は、不服申立てをした職員1人をもって1件として数えています。